

有効期間満了日 令和13年3月31日  
熊生環第607号  
令和7年8月28日

緊急銃猟に使用する可能性のある猟銃等に係る有害鳥獣駆除の用途について(通達)  
見出しのことについては、別添警察庁通達「緊急銃猟に使用する可能性のある猟銃等に  
係る有害鳥獣駆除の用途について」(令和7年8月22日付け警察庁丁保発第172号)  
に基づき実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、緊急銃猟を委託することが見込まれる者で、有害鳥獣駆除の用途が付与されてお  
り、条件が付されていない者にあっては、緊急銃猟の実施に際して許可証の書換えは必要  
ないので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「緊急銃猟に使用する可能性のある猟銃等に係る有害鳥獣駆除の用  
途について」については警察庁ホームページをご覧ください。